

京丹後市一般廃棄物処理基本計画(案)

(概要版)

平成 年 月 日

京丹後市

1 . はじめに

「一般廃棄物処理基本計画」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定めることとして、全ての市町村に策定が義務付けられたマスタープランです。

本市では、平成 19 年 3 月に第一次計画が策定されましたが、これより 7 年が経過し、すでに中間目標年度を経過していること、また、近年の法整備や循環型社会形成に向けた各種計画などに対応するためこれを見直し、「第二次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」といいます。）」を策定します。

2 . 計画期間及び計画目標年次

計画の期間は、長期的・総合的な視点からの策定を考慮し、計画策定時の次年度を初年度とする平成 27 年度から平成 41 年度の 15 年間とします。また、計画目標年次は、5 年目の平成 31 年度を「中間目標年次」とし、15 年目の平成 41 年度を「計画目標年次」とします。

計 画 期 間	平成 27 年度～平成 41 年度（15 年間）
中間目標年次	平成 31 年度
計画目標年次	平成 41 年度

3 . 計画の構成及び記載事項

全 5 章立てとし、各章には次の事項を盛り込みます。

(1)第 1 章

計画の趣旨、位置づけ、関連計画及び関連法令、対象区域及び市総合計画との整合性等を明記するとともに、第一次計画の課題と成果を記載します。

(2)第 2 章

各種データ及び統計等に基づき、市域の概況を明らかにします。

(3)第 3 章

ごみ処理の現状（排出量、性状、減量化及び再資源化の現状、分別収集区分、収集方法、各廃棄物処理施設の現況、処理実績及び処理経費等）を把握するとともに、現状の問題点を整理し課題を抽出します。また、国、府の計画ならびに直近の関係法令の改正内容等についても記載します。

(4)第 4 章

将来人口を推計し、将来のごみ発生量及び処理量を見込んだうえで、将来の目標値（年間排出量、再生利用率、焼却量及び最終処分量）を設定するとともに、ごみ減量化・再生利用促進施策、分別排出計画及び施設計画についても記載します。

(5)第 5 章

生活排水処理について現況を把握し、他の関連計画との整合も図りつつ、将来の処理計画を記載します。

4 . 将来目標値等の設定

(1)基本的な考え方

廃棄物の減量化及び再生利用促進施策等については、具体的かつ効率的な計画をたて、最大限かつ実効性ある目標値を設定することとします。なお、集団回収（古紙回収）については、ごみ排出量に「含む・含まない」により、各種目標値等には大きな違いが生じることになるため、本計画においては、「含む場合」、「含まない場合」の両方を試算し明記することとします。

(2)目標値及び施策

将来の目標値（年間排出量、再生利用率、焼却量及び最終処分量）ならびにそれを実現するための施策については、次のとおりとします。

ごみ排出量（減量化率）

年間排出量（集団回収を含む）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
年間総排出量(古紙含む)	27,894 t	24,565 t	21,135 t
基準年(H25)からの削減量		3,329 t	6,759 t
基準年(H25)からの削減率		-11.9 %	-24.2 %

年間排出量（集団回収を除く）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
年間総排出量(古紙除く)	25,104 t	21,075 t	18,132 t
基準年(H25)からの削減量		4,030 t	6,972 t
基準年(H25)からの削減率		-16.1 %	-27.8 %

1日1人あたりの排出量（集団回収を含む）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
1日1人あたり(古紙含む)	1297.9 g	1235.1 g	1235.0 g
基準年(H25)からの削減量		63 g	63 g
基準年(H25)からの削減率		-4.8 %	-4.8 %

1日1人あたりの排出量（集団回収を除く）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
1日1人あたり(古紙除く)	1168.1 g	1059.6 g	1059.5 g
基準年(H25)からの削減量		109 g	109 g
基準年(H25)からの削減率		-9.3 %	-9.3 %

再生利用率（リサイクル）

リサイクル目標値

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 31 年度 (中間目標年度)	平成 41 年度 (目標年度)
再生利用率（古紙含む）	16.9 %	27.6 %	27.6 %
再生利用率（古紙除く）	7.7 %	15.6 %	15.6 %

焼却処理量

焼却量目標値

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 31 年度 (中間目標年度)	平成 41 年度 (目標年度)
焼却処理量	18,808 t	14,491 t	12,469 t
削減率	-	23.0 %減	33.7 %減

最終処分量

最終処分量目標値

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 31 年度 (中間目標年度)	平成 41 年度 (目標年度)
最終処理量	7,464 t	5,669 t	4,871 t
削減率	-	24.1 %減	34.7 %減

目標を達成するための施策

将来の目標値（年間排出量、再生利用率、焼却量及び最終処分量）を達成するための施策は次のとおりとします。

- ア 「告示産廃のうち、家屋等の解体ごみ」の受け入れを中止します。（平成 26 年 7 月 1 日から施行済み。）
- イ 家庭から排出される「生ごみ」について、平成 27 年度から段階的に分別回収・処理に取り組むこととし、中間目標年次である平成 31 年度には、市域全世帯まで拡大します。
- ウ 可燃ごみに含まれる「雑がみ」について、平成 27 年度から分別に取り組むこととし、中間目標年次である平成 31 年度には、各家庭から排出される可燃ごみの 8.5%にあたる「雑がみ」を再資源化します。
- エ 容器包装を除くプラスチック類について、新たな分別及び処理方法を検討します。
- オ 小型廃家電の分別・処理を推進します。
- カ ごみ排出量の削減に向け、4 R の推進に係る啓発を強化します。

5 . し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

し尿処理施設における処理は、現状どおりし尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）において全量適正処理を行います。なお、竹野川衛生センターにおいては、集落排水施設で発生する脱水汚泥、引抜汚泥及び公共下水道汚泥も受け入れ処理します。

し尿処理施設の処理過程で発生するし渣・汚泥については、堆肥化等による資源化について継続的に検討を行い、その他の残渣はし尿処理施設内の焼却設備で焼却処理を行います。し尿・浄化槽汚泥排出量の推計に基づき、中間処理量の見込みは次の通りとします。

し尿・浄化槽汚泥中間処理量の見込み

	平成 25 年度 （基準年度）	平成 31 年度 （中間目標年度）	平成 41 年度 （目標年度）
し 尿	27,444 kl	15,155 kl	6,460 kl
浄化槽汚泥	12,707 kl	12,705 kl	11,201 kl
合 計	40,151 kl	27,860 kl	17,661 kl